

議第53号

高山市介護保険条例の一部を改正する条例について

高山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市介護保険条例の一部を改正する条例

高山市介護保険条例（平成16年高山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する第1号被保険者の平成31年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する第1号被保険者の平成31年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に該当する者 19,920円</p> <p>(2) 第1項第2号に該当する者 29,760円</p> <p>(3) 第1項第3号に該当する者 46,320円</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第4項の規定は、令和2年度分の保険料から適用する。